

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年2月20日提出
【ファンド名】	ニッセイ債券アロケーション
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤林 富二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

契約型追加型証券投資信託「ニッセイ債券アロケーション」（以下「当ファンド」といいます）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定にしたがい本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ．信託終了（繰上償還）の年月日

2018年5月21日（予定）

当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きにおいて、異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が2018年2月22日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、信託を終了（繰上償還）します。

### ロ．信託終了（繰上償還）にかかる決定に至った理由

当ファンドは1998年12月1日より運用を開始し、内外の債券、短期金融資産および有価証券先物等へ投資を行ってまいりましたが、2018年1月19日現在の受益権口数は約5億口であり、信託約款第50条に定める繰上償還条項である10億口を大きく下回っております。

今後も減少傾向が継続した場合、信託約款に定められた運用方針に則った運用の継続が困難になることが予想されるため、当ファンドを繰上償還し受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

### ハ．信託終了（繰上償還）に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

2018年2月22日現在の当ファンドの知られたる受益者に対して、信託終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付いたします。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に信託終了（繰上償還）に関するお知らせ（公告）を掲載いたします。